



## 中島 宗昭 議員

### 問 耕作放棄地の現状と解消対策について

#### 答 課題解消に向けて取り組む

**問** 増加傾向にある耕作放棄地の現状は。

**産業振興課長** 農林業セクターにおける耕作放棄地は約5haから10.17haと大きく増加しているのが現状。土地持ち非農家の放棄地を含むと17.8haとかなりの面積に及ぶ。農業委員会としては現状のところ5haと把握している。

**問** 解消に向けての対策は。

**産業振興課長** 農業委員会では、毎年農地パトロールによる農地利用状況調査を実施。その中で農業委員会による口頭での指導、特に周辺農地、住宅等に迷惑を及ぼしている事案については会長名の指導文書を持参しての指導、また郵送による指導を実施している。

**問** 指導により改善された事例と解消できない理由は。

がら対応している。しかし、今後対応していくためには、宅地等の管理放棄地や空き家などの状況を把握しておくことも必要であることから関係各課と協議のうえ、区長のみならず皆さんの協力をお願いし状況を把握に努めたい。

**問** 行政と住民との協働の地域づくり、環境整備を望まれるなら各行政区に対しての支援をお願いしたい。

**町長** 現在、農地水環境保全向上対策事業により、みずからの地域づくりに取り組む機運が芽生えてきており、地域づくりに向けた町の支援のあり方も検討すべき時期にきている。地域活動支援金のあり方なども来年度予算編成に向け、区長のみならず十分協議し取り組みを進めたい。

**問** さらに空き地、空き家周辺等の環境の悪化、不在地主となった土地、高齢・病弱のため放置され環境の悪化を招いている。犯罪等防犯のためにも早急の対策を。

**環境課長** 現在区長のみならず皆さんの協力をいただきたい。

**産業振興課長** 解消事例は、認定農業者への利用権設定・斡旋等による所有権の移転・宅地等への転用が挙げられる。改善できない理由としてはほとんどが土地改良事業地区外で灌水施設が無く、不整形であり、借り手が無い事と地権者が利用権設定に理解がないことが挙げられる。

**問** 今後の指導方針は。

**産業振興課長** 平成21年度、農地法が改正され、農地について権利を有する者の責務として「農地の適正かつ効率的な利用をしなければならぬ」と明確化され、農業委員会が年一回、区域内にある農地の利用状況を調査し、普及センター等と連携し耕作を行うよう指導。また、認定農業者への貸し付け等の指導を行うとともに、相手方の紹介、斡旋等を実施する。また指導後、相当期間耕作されない場合は、遊休農地である旨の通知をし、利用計画の届け出を求め、届け出が無い場合は、勧告といった手続きをとり、その上で所有者が勧告に従わない場合には、最終的に県知事が裁定を行い、農地利用円滑化団体等に利用権を設定する。

**問** 耕作しにくい農地であっても、菜の花等の景観作物、あるいは飼料作物等の作付誘導あるいは地域・集落営農組織の中で取り組めないのか。

**産業振興課長** 当然、その農地の受け手農家があれば、町の方としても進めて行きたいし、課題解決に取り組みたい。

**集落内の環境整備について**

**問** 地域によっては生活環境の変化に伴い、集落内の環境整備が難しくなってきたり。水路・道路法面等に繁茂する樹木の伐採による管理対策は。

**建設水道課長** 町道の生活道路で竹や木が繁茂し、人や車の通行に支障をきたしている場合は、基本的に管理者である町が管理伐採を行う。昔ながらの農道については地元関係者をお願いしている。水



手入れが行き届かず繁茂する竹林



放置された居住地